

裏

(注 意)

- (1) この割引証は、身体障害者手帳の交付を受けている者が、単独で国鉄線及び連絡社線を乗車船する場合に限って使用することができる。
- (2) この割引証によって旅客運賃の割引の取扱を受ける者は、身体障害者手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。
- (3) この割引証によって購求できる乗車券は、普通乗車券に限る。
- (4) 取扱区間 国鉄線及び連絡社線各駅相互間とする。
- (5) 割引区間 国鉄・社の自動車線及び国鉄・社の鉄道・航路を普通旅客運賃計算のキロ程片道 101 キロ以上（普通旅客運賃計算のキロ程が、101 キロの場合と同額となる地帯を含む。）を乗車船するときに限る。
- (6) この割引証の番号・住所・氏名及び年齢・発行年月日は、発行者が記入しなければならない。
- (7) 発行者が記入しなければならない事項を記入しないで交付した割引証は、無効とする。
- (8) 使用者は、乗車券購求の際乗車船区間を記入する外、往復乗車券又は回遊乗車券を購求するときは、乗車区間の右方余白に「往復」又は「回遊」と記入し、その箇所に身体障害者の認印を押さなければならない。
- (9) この割引証又はこの割引証によって購求した乗車券は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。
- (10) この割引証に記入した事項を訂正した場合は、次の証明があるときに限って有効とする。
- イ 発行者の記入する事項については発行者の職印
- ロ 使用者の記入する事項については使用者の認印
- (11) この割引証の有効期間は、発行の日から 6 箇月とする。

介護付用

表

第.....号

身体障害者旅客運賃割引証

(介護付用)

乗車券種類 及び等級	乗車券等
乗車船区間	駅から 駅まで
身体障害者 住所・氏名 及び年齢	(才)
介護者氏名 及び年齢	(才)

昭和 年 月 日 発行

発行者

市区町村長又は福祉事務所長

(民生安定所長を含む) 氏 名

職印

(発行駅) (発行年月日) (乗車券番号)

12.8cm×9.1cm

裏

(注 意)

- (1) この割引証は、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、国鉄の定める身体障害者が、その介護者と乗車船区間・乗車船等級及び通期期間を同一として乗車船する場合に限って使用することができる。
- (2) この割引証によって旅客運賃の割引の取扱を受ける者は、身体障害者手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

(3) この割引証によって購求できる乗車券は、普通乗車券・定期乗車券及び回数乗車券に限る。

(4) 乗車船等級及び割引率 各等 5 割 但し、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(5) 取扱区間 国鉄線及び連絡社線各駅相互間とする。

(6) 割引区間 同

(7) この割引証の番号、身体障害者の住所・氏名及び年齢、発行年月日は、発行者が記入しなければならない。

(8) 発行者が記入しなければならない事項を記入しないで交付した割引証は無効とする。

(9) 使用者は、乗車券購求の際乗車券種類・乗車船区間・介護者氏名及び年齢を記入する外、普通乗車券で往復乗車券又は回遊乗車券を購求するときは、乗車船区間の右方余白に「往復」又は「回遊」と記入し、その箇所に身体障害者の認印を押さなければならない。

(10) この割引証又はこの割引証によって購求した乗車券は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。

(11) この割引証に記入した事項を訂正した場合は、次の証明があるときに限って有効とする。

イ 発行者の記入する事項については発行者の職印

ロ 使用者の記入する事項については身体障害者の認印

(12) この割引証の有効期間は、発行の日から 6 箇月とする。

7 介護付用旅客運賃割引証によって購求した乗車券

この乗車券は身体障害者とその介護者とが、同一の列車・汽船または自動車により乗車船する場合にかぎって有効とし、またこの乗車券の旅客運賃払いもどしならびに等級変更・乗越・方向変更および経路変更の取扱は、身体障害者に対する乗車券と、その介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でなければ取扱をしない。

8 身体障害者は乗車券購求の際および乗車船中は、身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならないこととなっている。(平林喜三造)

しんだいのしょうじかん 寝台の使用時間 列車および汽船の寝台の使時間はつぎのとおりである。

1 列車の寝台 昼間は使用できず、21 時から翌日 7 時までにおける列車の運転時間中にかぎられている。貸切とした寝台車を 21 時から翌日 7 時までの間に同一駅で滞留させる場合は、その滞留時間は運転時間とみなして使用できる。

なお、この寝台使用時間は季節によって多少変更することもある。

2 汽船の寝台 寝台の設備がある汽船の就航しているのは、現在青森・函館間の航路であるが、この場合は昼夜の別なく汽船の運転時間中は使用できる。(平林喜三造)

しんだいりょうきん 寝台料金 旅客が列車または汽船の寝台を利用する場合に支払う寝台設備使用料金をいう。

1 寝台料金構成要素

寝台車は、普通の客車と比較して定員が少ないうえに、製作費およびその運用上の経費は普通の客車の場合よりも多額を要するので、その料金決定に当たっては、つぎの経費を補填（はてん）するように定められている。

(1) 普通客車と寝台車との乗車人員の差に対する運賃および急行料金

(2) 普通客車と寝台車との製作費の差額に対する原価償却費および投下資本利子

(3) 列車給仕の件数費

(4) 寝台備品の原価償却費および洗たく費

以上の要素を満たすように定められているほか、主要都市における宿泊料金とのバランスおよび使用者の負担能力をも十分